

年 度	令和5年度			課長	担当課長	係長	精算者	設計者
設計月日	令和 6年 1月 12日設計							
起 工 理 由	菊小屋の修繕を行うもの。							
位 置	明石市上ノ丸3丁目地先			施工方法	請 負 令和6年3月31日 まで			
事業名				及 び				
修繕名	菊花栽培場菊小屋修繕			期 限				
工 事 の 概 要	建築工事 1式 電気設備工事 1式 給排水設備工事 1式 ガス設備工事 1式 ほか							
工事費	当初設計額		当初請負額		摘 要	前金払 無		
	変更設計額		変更請負額			中間前金払 無		
	増 減		増 減			部分払 無		

特記仕様書

工事名 菊花栽培場菊小屋修繕
工事場所 明石市上ノ丸3丁目地先
工期 契約締結日の翌日から令和6年3月31日限り

1 (適用)

- 1) 本特記仕様書は、上記記載の修繕に適用する。
- 2) 設計図書は、仕様書及び設計書とする。
- 3) 本修繕の施工にあたっては、契約書及び設計図書によるほか、以下の図書の最新版及び本特記仕様書によらなければならない。

土木工事共通仕様書	(兵庫県県土整備部)
土木工事施工管理基準	(兵庫県県土整備部)
土木請負工事必携	(兵庫県県土整備部)
小型構造物標準図集	(兵庫県県土整備部)

2 (法令等の厳守)

- 1) 本修繕の施工にあたり、関係法令を厳守し、必要な諸手続きを行うこと。
- 2) 諸官庁など関係機関(警察署など)の手続き・申請等は、受注者が行うものとする。また、それらに要する費用は、諸経費に含むものとする。

3 (書類の提出)

- 1) 明石市の定める様式により、書類を提出すること。
- 2) 修繕着手前に施工計画書(施工要領)および材料承諾願、施工図など施工に必要となる書類を監督員に提出し、監督員の承諾を得た後、着手すること。完成時には上記及び工事写真、出来形図などを取りまとめた完成図書を提出すること。

4 (事前調査等)

- 1) 修繕着手に先立ち、現地踏査、測量等を十分に行い、現場状況を把握するとともに、設計図書の照査、現場条件に適した施工等について十分に検討すること。また現地との違いがあれば速やかに監督員に報告し、その指示を受けること。
- 2) 近接構造物の事前調査を行い、損傷箇所がある場合は写真撮影し、監督員に報告すること。
- 3) 定めのない事項や疑義が生じた場合、受注者は監督員と協議を行い、決定すること。

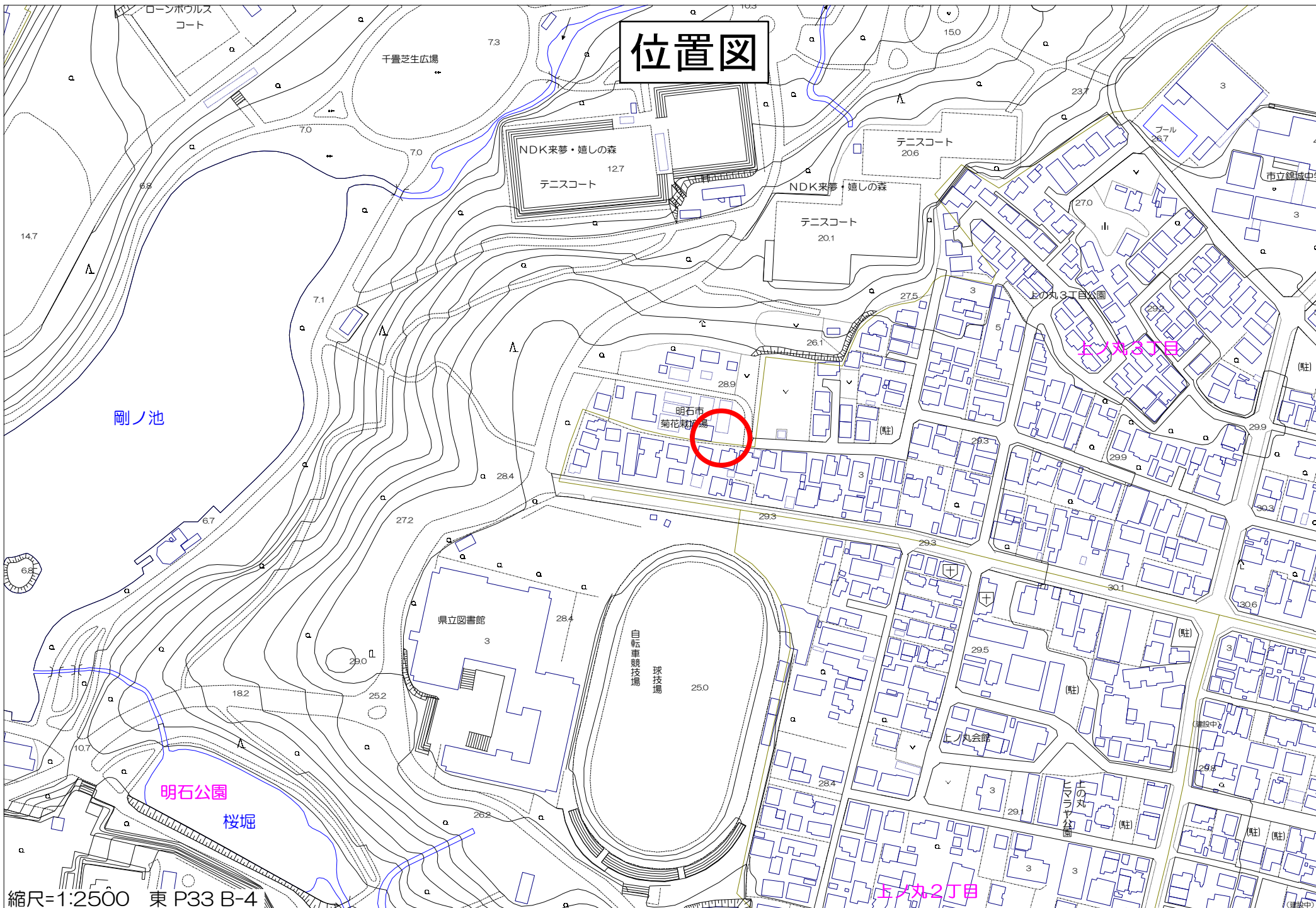
5 (施工)

- 1) 菊花栽培場利用者の利用及び安全等に十分配慮し、安全対策を十分に行い、施工すること。また工事区域は単管バリケードなどで適切に明示し、安全対策を行うこと。
- 2) 施工中、施設を破損、汚損しないよう留意し、作業を行うこと。
- 3) 基礎設置などに伴い発生する残土(良質土)については、場内敷き均しを行うこと。

- 4) 基礎設置高さは監督員と協議し、適切な高さとする事。
- 5) 周辺の樹木を傷つけないよう留意して施工する事。土工に伴い発生する残土については、雑草の根や落葉等を多く含むことが予想されるため、適切に処分する事。
- 6) 低木の撤去について、外周部にある低木を伐根処理まで行い、適切に処分するものとする。
また、地中障害物が見られた場合の撤去・処分についてもあわせておこなうものとし、事前に範囲や数量を監督員に報告したうえで、実施する事。
- 7) 交通誘導警備員は、見込んでいない。やむをえず配置する場合、監督員の承諾を得る事。

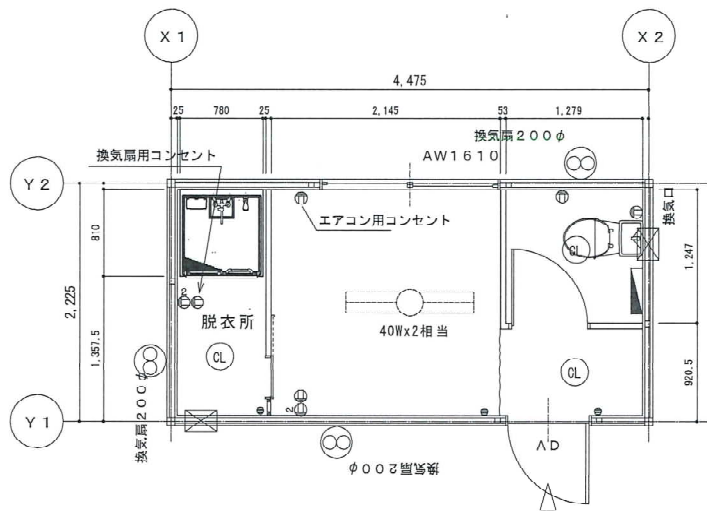
以上

位置図

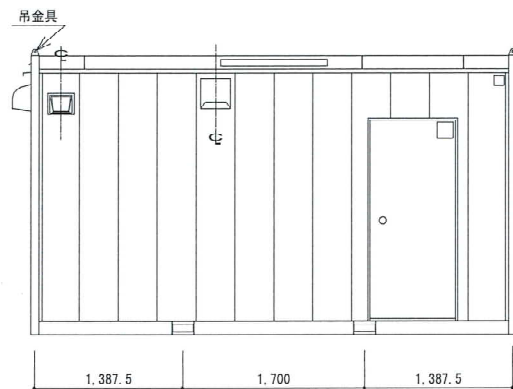


修繕位置図及び平面図

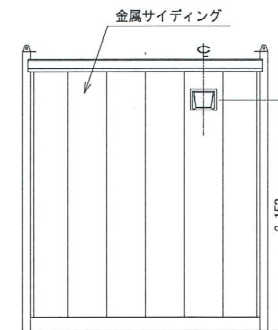




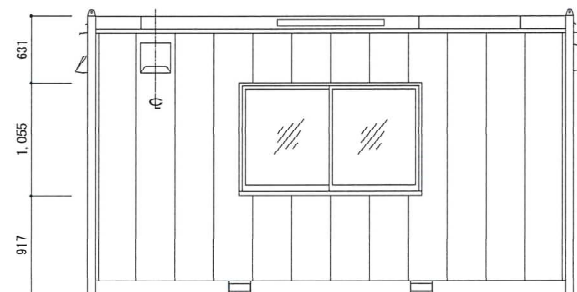
平面図 S-1/50



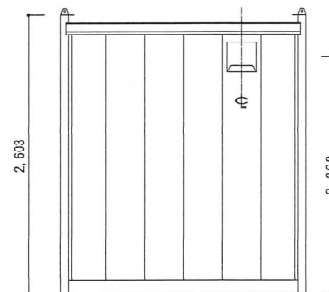
Y1立面図 S=1/50



X2立面図 S=1/50



Y2立面図 S=1/50



X1立面図 S=1/50

訂 正 表 1	4	*****	*****	承認	検 査	検 査	製 図	工事名称 型 式 平面図・立面図・断面図 作成日 1/50 図面番号 参考図
	3			***	***	***	***	
	2							